

平成31年2月14日提出

平成31年2月市議会定例会

議 案

〔 議案第7号～議案第32号 〕

島 田 市

目次		
議案番号	件名	ページ
議案第7号	平成31年度島田市一般会計予算	別冊
議案第8号	平成31年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第9号	平成31年度島田市簡易水道事業特別会計予算	別冊
議案第10号	平成31年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第11号	平成31年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第12号	平成31年度島田市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第13号	平成31年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第14号	平成31年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第15号	平成31年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第16号	平成31年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第17号	平成31年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第18号	島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について	1
議案第19号	島田市空家等の適切な管理に関する条例について	6
議案第20号	島田市行政組織条例の一部を改正する条例について	8
議案第21号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第22号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	10
議案第23号	島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	11
議案第24号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12
議案第25号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	13
議案第26号	島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例の一部を改正する条例について	30

議案番号	件名	ページ
議案第27号	島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第28号	島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案第29号	島田市地域情報化推進基金条例を廃止する条例について	33
議案第30号	島田市・金谷町新市建設計画の変更について	34
議案第31号	島田市・川根町まちづくり計画の変更について	46
議案第32号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	56

(注記) 天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行に伴い、平成31年5月1日に新天皇が即位し、元号が改められることとなります。現時点では新元号が公表されていないため、平成31年5月以後の日付については和暦(平成)及び西暦を併記することを原則としています。会計年度、条例の施行日等については書式等の都合上和暦で表記しています。

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域との調和が図られた太陽光発電の普及の促進が重要となっていることに鑑み、大規模太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定め、当該設置が適正に行われることにより、災害の発生を防止するとともに、本市の豊かな自然環境の維持及び良好な景観の形成を図り、もって市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、その発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。）をいう。
- (2) 事業 大規模太陽光発電設備を設置し、当該大規模太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (5) 設置工事 事業を行うに当たり法令（条例を含む。）上必要な許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）を受けた後に事業区域内において行う大規模太陽光発電設備を設置する工事（当該設置のために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う工事を含む。以下同じ。）をいう。
- (6) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者及び事業区域をその区域に含む自治会その他これに類する地域住民が組織する団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業を行うに当たり、法令及びこの条例を遵守し、災害及び生活環境への被害等が発生することのないよう、並びに本市における自然環境及び景観を損なわないよう十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、事業のうち建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に大規模太陽光発電設備を設置するものについては、適用しない。

(事前協議等)

第7条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出（同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 大規模太陽光発電設備の立地その他事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の立案に関すること。
- (2) 大規模太陽光発電設備の設計及び施工に関すること。
- (3) 大規模太陽光発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大規模太陽光発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による協議が終了した後速やかに、当該協議に基づき、近隣関係者に対し事業計画の案について説明を行わなければならない。

3 事業者は、前項の説明を行い、近隣関係者から当該事業計画の案について意見等があったときは、近隣関係者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、誠意をもって対応しなければならない。

(事業計画の届出)

第8条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第16条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び終了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業計画の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更があるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

第9条 事業者は、設置工事に着手しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の60日前までに規則で定めるところにより申請し、市長の同意を得なければならない。事業を変更しようとするとき（当該変更の内容が軽微であると市長が認めるときを除く。）も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、同意しないものとする。

(1) 事業者が第7条第2項の規定による説明又は同条第3項の規定による説明及び対応を適切に行わないとき。

(2) 第1条の目的を達成するため別に定める大規模太陽光発電設備の設置に関する基準に同意を得ようとする事業が適合しないとき。

3 市長は、第1項の同意の際、災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止、又は自然環境、景観若しくは都市環境の維持のために必要な条件を付すことができる。

(設置工事等の届出)

第10条 事業者は、前条第1項の規定により同意を得て設置工事に着手するときは、当該設置工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、設置工事が完了したときは、当該設置工事が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第8条第2項の規定による届出に係る設置工事について準用する。

(運転開始の届出)

第11条 事業者は、大規模太陽光発電設備の運転を開始しようとするときは、当該運転の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(稼働状況の報告)

第12条 事業者は、大規模太陽光発電設備の稼働状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業終了等の届出)

第13条 事業者は、事業を終了したときは、当該事業の終了の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、大規模太陽光発電設備の撤去をしたときは、当該撤去の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第9条第1項の同意を得ずに設置工事に着手したとき。

(3) 第9条第3項の規定により付された同意の条件に違反したとき。

(4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表等)

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告に従わなかった事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表した後、当該公表の内容を国に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行日以後に設置工事に着手する事業(この条例の施行の際現に当該事業を行うに当たり法令(条例(この条例を除く。))を含む。次項において同じ。)上必要な許認可等を受けずに工事に着手しているものを含む。)について適用する。

3 この条例の施行の際現に事業区域内において大規模太陽光発電設備を設置する工事に着手している事業(この条例の施行の際現に当該事業を行うに当たり法令上必要な許認可等を受けずに工事に着手しているものを除く。次項において同じ。)については、第1条から第6条まで、第8条第1項、第10条第2項及び第11条から第17条までの規定を適用する。この場合において、第8条第1項中「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは「この条例の施行後速やかに」と、第10条第2項中「設置工事」とあるのは「附則第3項に規定する工事」とす

る。

- 4 この条例の施行の際現に事業区域内において大規模太陽光発電設備を設置する工事が完了している事業については、第1条から第6条まで、第8条第1項及び第12条から第17条までの規定を適用する。この場合において、第8条第1項中「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは「この条例の施行後速やかに」とする。
- 5 前2項の規定により第8条第1項の規定による届出をした日後に前2項に係る事業を変更しようとするときは、当該事業については、この条例の規定を適用する。

(準備行為)

- 6 第7条第1項の規定による協議、同条第2項の規定による説明並びに同条第3項の規定による説明及び対応、第8条第1項の規定による届出、第9条の規定による同意、第10条第1項の規定による届出並びに第15条第1項の規定による指導及び助言並びに同条第2項の規定による勧告並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第7条、第8条第1項、第9条、第10条第1項及び第15条の規定の例により行うことができる。

島田市空家等の適切な管理に関する条例について

島田市空家等の適切な管理に関する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないよう、適切にこれを管理するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適切な管理及び特定空家等の発生の予防に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(立入調査等)

第5条 市長は、空家等と認められる場所を発見し、又は空家等と認められる場所に関する情報の提供を受けたときは、当該場所について法第9条第1項に規定する調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行い、当該場所が特定空家等に該当するおそれがあると認めるときは、法第9条第2項の規定により当該職員又はその委任した者に、当該場所に立ち入って調査をさせることができる。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、空家等の損壊、倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が生じ、又はそのおそれがあり、公益上緊急にその状態を避ける必要があると認めるときは、当該危害又はその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を

当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

（関係機関等との連携）

第7条 市長は、この条例の施行のために必要と認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関及び電気、ガス、水道等の事業者に必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第20号

島田市行政組織条例の一部を改正する条例について

島田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年 2月14日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市行政組織条例の一部を改正する条例

島田市行政組織条例（平成17年島田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「、国内外の地域との相互交流の促進」を削り、同条第6号に次のように加える。

キ 国内外の地域との相互交流の促進に関すること。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年 2月14日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「別表44の項から47の項」を「別表42の項から45の項」に、「57の項及び58の項」を「55の項及び56の項」に改める。

別表中32の項及び33の項を削り、34の項を32の項とし、35の項から62の項までを2項ずつ繰り上げ、同表63の項中「65の項」を「63の項」に改め、同項を同表61の項とし、同表中64の項を62の項とし、65の項から89の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表備考1中「44の項」を「42の項」に改め、同表備考2中「45の項」を「43の項」に、「46の項」を「44の項」に改め、同表備考3中「47の項」を「45の項」に改め、同表備考4中「59の項」を「57の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考5中「60の項」を「58の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考6中「61の項」を「59の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考7中「62の項」を「60の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考8中「61の項」を「59の項」に、「62の項」を「60の項」に改め、同表備考9中「63の項」を「61の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考10中「64の項」を「62の項」に、「44の項」を「42の項」に改め、同表備考11中「68の項」を「66の項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第22号

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第23号

島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年島田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第3条第1項中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び」を加え、同条第2項中「法」の次に「第78条の2の2第1項第2号及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.1」を「100分の6.6」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第26条第1項第3号中「（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 前3項に定めるもののほか、国民健康保険税の減額又は免除に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附則第20項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（平成31年度分から平成33年度分までの所得割額の算定の特例）

3 次の表の左欄に掲げる年度分の新条例第3条第1項の規定による所得割額の算定については、同項中「100分の6.6」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成31年度分	100分の5.1
平成32年度分	100分の5.8
平成33年度分	100分の6.2

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行に伴う関係条例の整備を行うものとする。

(島田市休日急患診療所条例の一部改正)

第2条 島田市休日急患診療所条例（平成17年島田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地方消費税」の次に「（以下「消費税等」という。）」を加え、「100分の108を乗じて」を「消費税等の額に相当する金額を加えて」に改める。

別表診断書の項中「1,610円」を「1,630円」に改め、同表証明書の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表意見書の項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

(島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条 島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年島田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「540円」を「550円」に改める。

(島田市住宅団地汚水処理場条例の一部改正)

第4条 島田市住宅団地汚水処理場条例（平成17年島田市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「1,944円」を「1,980円」に、「48.6円」を「49.5円」に改める。

(島田市斎場条例の一部改正)

第5条 島田市斎場条例(平成17年島田市条例第102号)の一部を次のように改正する。

別表中「16,200円」を「16,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「8,090円」を「8,230円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に改める。

(島田市民総合施設条例の一部改正)

第6条 島田市民総合施設条例(平成17年島田市条例第107号)の一部を次のように改正する。

別表の1 ホール利用料の表ホールの部平日の項中「7,560円」を「7,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「32,400円」を「33,000円」に改め、同部土曜日、日曜日、休日の項中「9,070円」を「9,230円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「16,840円」を「17,150円」に、「38,880円」を「39,600円」に改め、同表備考1中「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表の2 冷暖房利用料の表冷房の項中「9,720円」を「9,900円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「37,800円」を「38,500円」に改め、同表暖房の項中「8,640円」を「8,800円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「34,560円」を「35,200円」に改める。

別表の3 会議室等利用料の表中「3,880円」を「3,950円」に、「5,180円」を「5,270円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「15,870円」を「16,160円」に、「750円」を「760円」に、「960円」を「970円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「3,010円」を「3,060円」に、「640円」を「650円」に、「860円」を「870円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,590円」を「2,630円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,440円」を「3,500円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「8,840円」を「9,000円」に、「3,230円」を「3,280円」に、「1,940円」を「1,970円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「8,090円」を「8,230円」に、「1,510円」を「1,530円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「7,010円」を「7,130円」に、「2,690円」を「2,730円」に、「6,470円」を「6,580円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(1) 舞台用設備利用料の表中「6,480円」を「6,600円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(2) 照明用設備利用料の表中「1,080円」を「1,100円」に、「640円」を「650円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「960円」を「970円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「860円」を「870円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(3) 音響用設備利用料の表中「2,160円」を「2,200

円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「640円」を「650円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(4) 映写設備利用料の表中「5,400円」を「5,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(5) 楽器利用料の表フルコンサートピアノの項中「5,400円」を「5,500円」に、同表セミコンサートピアノの項中「2,690円」を「2,730円」に、同表アップライトの項中「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表の4 附属設備等利用料(6) その他利用料の表テレビ中継の項中「10,800円」を「11,000円」に、同表ラジオ中継の項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表の5 物品販売利用料の表中「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

(島田市金谷生きがいセンター条例の一部改正)

第7条 島田市金谷生きがいセンター条例(平成17年島田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表の1 ホール等利用料の表中「5,240円」を「5,330円」に、「15,730円」を「16,020円」に、「1,570円」を「1,590円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「6,290円」を「6,400円」に、「4,720円」を「4,800円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「3,140円」を「3,190円」に、「五会和館」を「五和会館」に改める。

別表の2 附帯設備利用料の表音響反射板の項中「3,140円」を「3,190円」に改め、同表陶芸窯の項中「2,090円」を「2,120円」に改め、同表回転がまの項中「回転がま」を「回転釜」に、「1,040円」を「1,050円」に改める。

別表の3 冷暖房利用料の表中「1,570円」を「1,590円」に、「4,720円」を「4,800円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「3,140円」を「3,190円」に、「五会和館」を「五和会館」に改める。

別表の4 展示コーナー利用料の表中「1,040円」を「1,050円」に、「3,140円」を「3,190円」に改める。

別表の5 テニスコート利用料の表中「1,890円」を「1,920円」に改める。

別表の6 物品販売利用料の表中「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

(島田市自転車等駐車場条例の一部改正)

第8条 島田市自転車等駐車場条例(平成17年島田市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表自転車の部定期利用の項中「2,500円」を「2,540円」に、「2,000円」を「2,030円」に改め、同表原動機付自転車の部定期利用の項中「3,000円」を「3,050円」に、「2,400円」を「2,440円」に改める。

(島田市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第9条 島田市自転車等の放置防止に関する条例（平成17年島田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「1,000円」を「1,010円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「1,520円」に改める。

（島田市地域交流センター条例の一部改正）

第10条 島田市地域交流センター条例（平成17年島田市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,230円」を「1,250円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「5,340円」を「5,430円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「3,490円」を「3,550円」に、「7,610円」を「7,750円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「2,770円」を「2,820円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「7,920円」を「8,060円」に、「10,590円」を「10,780円」に、「15,940円」を「16,230円」に、「34,450円」を「35,080円」に改める。

（島田市東海道金谷宿お休み処条例の一部改正）

第11条 島田市東海道金谷宿お休み処条例（平成17年島田市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表の1 4月1日から9月30日までの期間の表中「690円」を「700円」に、「1,220円」を「1,240円」に改める。

別表の2 10月1日から翌年3月31日までの期間の表中「1,040円」を「1,050円」に改める。

（島田市野外活動センター条例の一部改正）

第12条 島田市野外活動センター条例（平成17年島田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 研修室等利用料の表中「640円」を「650円」に、「1,830円」を「1,860円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「3,670円」を「3,730円」に、「860円」を「870円」に、「3,020円」を「3,070円」に改める。

別表第2の2 和室（宿泊で利用する場合）利用料(1)基本利用料の表和室(小)の部中学生等の団体の項中「2,690円」を「2,730円」に改め、同部高校生の団体の項中「4,850円」を「4,930円」に改め、同部その他の者の項中「8,090円」を「8,230円」に改め、同表和室(大)の部中学生等の団体の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同部高校生の団体の項中「9,720円」を「9,900円」に改め、同部その他の者の項中「16,200円」を「16,500円」に改める。

別表第2の4 キャンプ場利用料の表宿泊での利用の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第2の5 貸出用テント利用料の表中「690円」を「700円」に改める。

別表第2の6 テニスコート利用料の表中「730円」を「740円」に改める。

（島田市農村環境改善センター条例の一部改正）

第13条 島田市農村環境改善センター条例（平成17年島田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表の1 大津農村環境改善センター使用料(1) 会議室等使用料の表中「960円」を「970円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,660円」を「3,720円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「640円」を「650円」に、「750円」を「760円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「2,580円」を「2,620円」に改める。

別表の1 大津農村環境改善センター使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,830円」を「1,860円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,820円」を「5,920円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「1,510円」を「1,530円」に、「4,100円」を「4,170円」に、「960円」を「970円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,010円」を「3,060円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「4,750円」を「4,830円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「750円」を「760円」に、「860円」を「870円」に、「2,360円」を「2,400円」に改める。

別表の2 伊久身農村環境改善センター使用料(1) 研修室等使用料の表中「1,120円」を「1,140円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

別表の2 伊久身農村環境改善センター使用料(2) 冷暖房使用料の表中「580円」を「590円」に、「690円」を「700円」に、「1,870円」を「1,900円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

（島田市都市公園条例の一部改正）

第14条 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第1 行為をする場合の部(2)の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同部(3)の項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1 島田球場(1) 施設使用の表中「97,200円」を「99,000円」に、「136,080円」を「138,600円」に、「157,680円」を「160,600円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「4,850円」を「4,930円」に、「7,010円」を「7,130円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2の1 島田球場(2) 照明設備使用の表職業野球の項中「91,800円」を「93,500円」に改め、同表一般・高等学校生徒以下の項中「14,680円」を「14,950円」に、「7,010円」を「7,130円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「18,360円」を「18,420円」に改める。

円)を「18,700円」に、「9,170円」を「9,330円」に、「4,630円」を「4,710円」に改める。

別表第2の1 島田球場(3) 附帯設備使用の表中「1,610円」を「1,630円」に、「1,830円」を「1,860円」に改める。

別表第2の1 島田球場(4) 会議室等使用の表第1会議室の項中「640円」を「650円」に、「620円」を「630円」に、「1,180円」を「1,200円」に改め、同表報道用放送室の項中「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表第2の2 島田第二球場(1) 施設使用の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「1,940円」を「1,970円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「860円」を「870円」に、「1,510円」を「1,530円」に、「2,800円」を「2,850円」に改める。

別表第2の3 横井運動場公園サッカー場(1) 施設使用の表一般の項中「2,260円」を「2,300円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「2,590円」を「2,630円」に、「3,880円」を「3,950円」に、「1,940円」を「1,970円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「5,500円」を「5,600円」に、「8,260円」を「8,410円」に、「8,100円」を「8,250円」に、「12,150円」を「12,370円」に改め、同表高等学校生徒以下の項中「1,810円」を「1,840円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「2,070円」を「2,100円」に、「3,110円」を「3,160円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「4,400円」を「4,480円」に、「6,600円」を「6,720円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

別表第2の3 横井運動場公園サッカー場(2) 照明設備使用の表中「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第2の4 中央公園ミニ鉄道施設の表軌道敷の使用の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第2の5 島田市陸上競技場の表中「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第3 中央公園庭球場利用料(1) 庭球場利用料の表中「2,880円」を「2,930円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,440円」を「1,460円」に改める。

(島田市下水道条例の一部改正)

第15条 島田市下水道条例(平成17年島田市条例第132号)の一部を次のように改正する。

別表第3 一般汚水の項中「850円」を「865.81円」に、「42円」を「42.79円」に、「128円」を「130.46円」に、「137円」を「139.59円」に、「146円」を「148.72円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「59.9円」を「61.05円」に改める。

(島田市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第16条 島田市道路占用料等徴収条例(平成17年島田市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする」に、「100分の105を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の」を「消費税等の額に相当する金額を加えて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の」に改める。

（島田市法定外道路の管理等に関する条例の一部改正）

第17条 島田市法定外道路の管理等に関する条例（平成17年島田市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「1,600円」を「1,620円」に改める。

（島田市普通河川の管理等に関する条例の一部改正）

第18条 島田市普通河川の管理等に関する条例（平成17年島田市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加えて」に改める。

別表の1 発電以外の流水占用料の表発電以外の原動力に供するものの項中「8,505」を「8,660」に改め、同表工業用水に供するものの項中「35,910」を「36,570」に改め、同表養魚用水に供するものの項中「5,775」を「5,880」に改め、同表その他の用に供するものの項中「13,650」を「13,900」に改める。

別表の3 土石採取料その他の河川生産物採取料の表玉石の項中「2,520」を「2,560」に改める。

（島田市立学校施設の使用に関する条例の一部改正）

第19条 島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「1,290円」を「1,310円」に改める。

（島田市立公民館条例の一部改正）

第20条 島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表の1 六合公民館使用料(1) 多目的ホール等使用料の表中「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,280円」を「1,300円」に改める。

別表の1 六合公民館使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

別表の2 初倉公民館使用料(1) 多目的ホール等使用料の表中「960円」を「970円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,660

円」を「3,720円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「640円」を「650円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

別表の2 初倉公民館使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,830円」を「1,860円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,820円」を「5,920円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

別表の3 金谷公民館使用料(1) 集会室等使用料の表中「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,280円」を「1,300円」に改める。

別表の3 金谷公民館使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

(島田市ふれあいセンター条例の一部改正)

第21条 島田市ふれあいセンター条例(平成17年島田市条例第155号)の一部を次のように改正する。

別表の1 島田市北部ふれあいセンター使用料(1) コミュニティホール等使用料の表中「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,280円」を「1,300円」に改める。

別表の1 島田市北部ふれあいセンター使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

別表の2 島田市初倉西部ふれあいセンター使用料(1) コミュニティホール等使用料の表中「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,280円」を「1,300円」に改める。

別表の2 島田市初倉西部ふれあいセンター使用料(2) 冷暖房使用料の表中「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に、「2,690円」を「2,730円」に改める。

(島田市金谷体育センター条例の一部改正)

第22条 島田市金谷体育センター条例(平成17年島田市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表の1 体育室等使用料の表中「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「10,250円」を「10,430円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「1,940円」を「1,970円」に、「4,740円」を「4,820円」に、「640円」を「650円」に、「750円」を「760円」に、「1,820円」を「1,850円」に改める。

(島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正)

第23条 島田市社会体育用照明施設使用条例(平成17年島田市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,610円」を「1,630円」に、「2,690円」を「2,730円」に、「5,400

円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(島田市水道事業給水条例の一部改正)

第24条 島田市水道事業給水条例(平成17年島田市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表13ミリメートルの項中「19,910円」を「20,240円」に改め、同表20ミリメートルの項中「31,450円」を「32,010円」に改め、同表25ミリメートルの項中「48,230円」を「49,060円」に改め、同表30ミリメートルの項中「69,200円」を「70,400円」に改め、同表40ミリメートルの項中「124,770円」を「127,050円」に改め、同表50ミリメートルの項中「197,120円」を「200,750円」に改め、同表75ミリメートルの項中「433,030円」を「440,990円」に改め、同表100ミリメートルの項中「773,820円」を「788,150円」に改め、同表125ミリメートルの項中「1,206,130円」を「1,228,150円」に改め、同表150ミリメートルの項中「1,743,720円」を「1,775,950円」に改める。

第31条第1号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に改め、同条第2号の表中「15.444円」を「15.73円」に、「126.468円」を「128.81円」に、「138.564円」を「141.13円」に、「46.44円」を「47.30円」に改める。

(島田市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第25条 島田市簡易水道事業給水条例(平成17年島田市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に改め、同条第2号の表中「15.444円」を「15.73円」に、「126.468円」を「128.81円」に、「138.564円」を「141.13円」に改める。

(島田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第26条 島田市病院事業の設置等に関する条例(平成17年島田市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地方消費税」の次に「(以下「消費税等」という。)」を加え、「100分の108を乗じて」を「消費税等の額に相当する金額を加えて」に改める。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,690円」を「2,730円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「4,850円」を「4,930円」に、「67,600円」を「68,850円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に改める。

円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「87,480円」を「89,100円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「98,280円」を「100,100円」に改める。

(島田市伊太庭球場条例の一部改正)

第27条 島田市伊太庭球場条例(平成19年島田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表の1 庭球場利用料の表中「2,460円」を「2,500円」に、「920円」を「930円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

(島田市川根老人憩いの家条例の一部改正)

第28条 島田市川根老人憩いの家条例(平成20年島田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(島田市霊園条例の一部改正)

第29条 島田市霊園条例(平成20年島田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(島田市川根温泉条例の一部改正)

第30条 島田市川根温泉条例(平成20年島田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の1 入浴施設の表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「710円」を「730円」に、「5,090円」を「5,160円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,580円」を「4,640円」に、「10,230円」を「10,390円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「9,210円」を「9,350円」に、「7,150円」を「7,260円」に、「6,120円」を「6,210円」に改める。

別表の2 休憩室の表中「4,110円」を「4,190円」に、「2,050円」を「2,090円」に改め、同表備考2中「1,540円」を「1,570円」に、「820円」を「840円」に改める。

別表の3 コテージの表中「23,760円」を「24,200円」に、「29,700円」を「30,250円」に、「35,640円」を「36,300円」に、「47,250円」を「48,400円」に改める。

別表の4 農業体験室の表中「820円」を「840円」に、「1,640円」を「1,680円」に改め、同表備考中「200円」を「210円」に改める。

別表の5 パターゴルフ場の表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考中「100円」を「110円」に、「50円」を「60円」に改める。

別表の6 コイン給湯所の表中「50円」を「60円」に改める。

(島田市温泉給湯条例の一部改正)

第31条 島田市温泉給湯条例(平成20年島田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表温泉運搬車により給湯する場合の項中「100,000円」を「101,850円」に改め、同表引湯設備により給湯する場合の項中「500,000円」を「509,250円」に改める。

(島田市川根地区センター条例の一部改正)

第32条 島田市川根地区センター条例（平成20年島田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「820円」を「830円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「720円」を「730円」に改める。

(島田市川根文化センター条例の一部改正)

第33条 島田市川根文化センター条例（平成20年島田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表の1 ホール利用料の表中「12,340円」を「12,560円」に、「15,420円」を「15,700円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「42,170円」を「42,950円」に、「22,620円」を「23,030円」に、「51,420円」を「52,370円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「11,310円」を「11,510円」に、「26,740円」を「27,230円」に、「14,400円」を「14,660円」に、「31,880円」を「32,470円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「23,650円」を「24,080円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

別表の2 ホール及び舞台冷暖房利用料の表中「5,140円」を「5,230円」に、「14,400円」を「14,660円」に改め、同表備考3中「770円」を「780円」に改める。

別表の3 ミニホール等利用料の表中「1,020円」を「1,030円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,980円」を「3,030円」に、「890円」を「900円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「2,550円」を「2,590円」に、「920円」を「930円」に、「720円」を「730円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表の4 附帯設備等利用料の表音響反射板の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表ピアノ（ホール用）の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表カラオケ演奏装置の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(島田市茶室棟条例の一部改正)

第34条 島田市茶室棟条例（平成20年島田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,540円」を「1,560円」に改める。

(島田市川根体育館条例の一部改正)

第35条 島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表アリーナの項中「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,880円」を「2,930円」に改め、同表卓球室の項中「720円」を「730円」に改める。

(島田市川根野球場条例の一部改正)

第36条 島田市川根野球場条例(平成20年島田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,730円」を「4,810円」に改める。

(島田市大和田住宅飲料水供給施設条例の一部改正)

第37条 島田市大和田住宅飲料水供給施設条例(平成20年島田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「720円」を「730円」に改める。

(島田市田代の郷温泉条例の一部改正)

第38条 島田市田代の郷温泉条例(平成20年島田市条例第106号)の一部を次のように改正する。

別表の1 入浴施設の表当日券の項中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改め、同表回数券の項中「5,090円」を「5,160円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,580円」を「4,640円」に改め、同表備考7中「100円」を「110円」に、「50円」を「60円」に改める。

別表の2 貸切風呂の表中「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同表備考中「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表の3 多目的ルームの表中「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「5,140円」を「5,240円」に改め、同表備考2中「510円」を「520円」に改める。

別表の4 個室休憩室の表中「2,050円」を「2,090円」に改め、同表備考1中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考2中「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(島田市コミュニティサロン条例の一部改正)

第39条 島田市コミュニティサロン条例(平成21年島田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の1 集会室等使用料(2) コミュニティサロン金谷北の表多目的ホールの項中「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表の3 冷暖房使用料(1) コミュニティサロン金谷南の表中「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に改める。

別表の3 冷暖房使用料(2) コミュニティサロン金谷北の表中「1,180円」を「1,200円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「860円」を「870円」に、「960円」を「970円」に改める。

(島田市山村都市交流センター条例の一部改正)

第40条 島田市山村都市交流センター条例(平成21年島田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表の1 宿泊施設利用料(1) 宿泊室等利用料の表中「1,720円」を「1,750円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「6,040円」を「6,150円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「2,590円」を「2,630円」に、「4,530円」を「4,610円」に、「5,180円」を「5,270円」に、「9,070円」を「9,230円」に改める。

別表の2 集会施設等利用料(1) 研修室等利用料の表中「1,610円」を「1,630円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「640円」を「650円」に、「860円」を「870円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表の2 集会施設等利用料(2) 附帯設備利用料の表多目的広場照明設備の項中「1,610円」を「1,630円」に改める。

(島田市総合スポーツセンター条例の一部改正)

第41条 島田市総合スポーツセンター条例(平成21年島田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の1 施設利用料(1) メインアリーナのア 夏期の表アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合の部入場料を徴収しない場合の款高校生以下の者又は高校生以下の団体の項中「6,070円」を「6,180円」に、「6,910円」を「7,030円」に、「13,840円」を「14,090円」に、「20,780円」を「21,160円」に改め、同款市内に住所を有しないものの項中「18,220円」を「18,550円」に、「20,740円」を「21,120円」に、「41,530円」を「42,290円」に、「62,340円」を「63,490円」に改め、同款その他の者の項中「12,150円」を「12,370円」に、「13,830円」を「14,080円」に、「27,690円」を「28,200円」に、「41,560円」を「42,320円」に改め、同部入場料を徴収する場合の款高校生以下の者又は高校生以下の団体の項中「12,240円」を「12,460円」に、「13,910円」を「14,160円」に、「27,010円」を「27,510円」に、「40,120円」を「40,860円」に改め、同款市内に住所を有しないものの項中「36,730円」を「37,410円」に、「41,730円」を「42,500円」に、「81,030円」を「82,530円」に、「120,360円」を「122,580円」に改め、同部その他の者の項中「24,490円」を「24,940円」に、「27,820円」を「28,330円」に、「54,020円」を「55,020円」に、「80,240円」を「81,720円」に改め、同表その他の場合の部入場料を徴収しない場合の款高校生以下の者又は高校生以下の団体の項中「15,330円」を「15,610円」に、「17,400円」を「17,720円」に、「33,590円」を「34,210円」に、「49,780円」を「50,700円」に改め、同款市内に住所を有しないものの項中「45,990円」を「46,840円」に、「52,210円」を「53,170円」に、「100,780円」を「102,640円」に、「149,350円」を「152,110円」に改め、同款その他の者の項中「30,660円」を「31,220円」に、「34,810円」を「35,450円」に、「67,190円」を「68,430円」に、「99,570円」を「101,410円」に改め、同部入場料を徴収する場合の款高校生以下の者又は高校生以下の団体の項中「40,010円」を「40,750円」に、「45,380円」を「46,220円」に、「86,250円」を「87,840円」に、「127,130円」を「129,480円」に改め、同款市内に住所を有しないものの項中「120,040円」を「122,260円」に、「136,150円」を「138,670円」に、「258,760円」を「263,550円」に、「381,400円」を「388,460円」に改め、同款その他の者の項中「80,030円」を「81,510円」に、「45,380円」を「46,220円」に、「172,510円」を「175,700円」に、「254,270円」を「258,970円」に改める。

別表の1 施設利用料(1) メインアリーナのイ 夏期以外の期間の表アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合の部入場料を徴収しない場合の項中「6,170円」を「6,280円」に、「6,990円」を「7,110円」に、「13,160円」を「13,400円」に、「19,330円」を「19,680円」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「18,510円」を「18,850円」に、「20,980円」を「21,360円」に、「39,490円」を「40,220円」に、「58,010円」を「59,080円」に改め、同表その他の場合の部入場料を徴収しない場合の項中「24,680円」を「25,130円」に、「27,970円」を「28,480円」に、「52,660円」を「53,630円」に、「77,340円」を「78,770円」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「74,050円」を「75,420円」に、「83,930円」を「85,480円」に、「157,980円」を「160,900円」に、「232,040円」を「236,330円」に改める。

別表の1 施設利用料(2) サブアリーナの表アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合の部入場料を徴収しない場合の項中「2,880円」を「2,930円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「9,050円」を「9,210円」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「8,640円」を「8,800円」に、「9,870円」を「10,050円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「27,150円」を「27,650円」に改め、同表その他の場合の部入場料を徴収しない場合の項中「11,520円」を「11,730円」に、「13,160円」を「13,400円」に、「24,680円」を「25,130円」に、「36,200円」を「36,870円」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「34,560円」を「35,200円」に、「39,490円」を「40,220円」に、「74,050円」を「75,420円」に、「108,610円」を「110,620円」に改める。

別表の1 施設利用料(3) 多目的武道場の表アマチュアスポーツ等に利用する場合の項中「1,850円」を「1,880円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「5,760円」を「5,860円」に改め、同表その他の場合の項中「7,400円」を「7,530円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「15,630円」を「15,910円」に、「23,040円」を「23,460円」に改める。

別表の1 施設利用料(4) 弓道場の表アマチュアスポーツ等に利用する場合の項中「1,330円」を「1,350円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「2,770円」を「2,820円」に、「4,110円」を「4,180円」に改め、同表その他の場合の項中「5,340円」を「5,430円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「16,450円」を「16,750円」に改める。

別表の1 施設利用料(5) アリーナ控室、運営室及び師範室の表中「1,020円」を「1,030円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表の1 施設利用料(6) 多目的室の表アマチュアスポーツ等に利用する場合の項中「610円」を「620円」に改め、同表その他の場合の項中「2,460円」を「2,500円」に改める。

別表の1 施設利用料(7) 軽体操室の表その他の場合の項中「1,230円」を「1,250円」に改める。

別表の1 施設利用料(10) プールの表1 コースを占用して利用する場合の部高

校生以下の者の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同部その他の者の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表回数券を購入して利用する場合の部高校生以下の者の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同部その他の者の項中「4,110円」を「4,180円」に改める。

別表の1 施設利用料(11) 研修室の表その他の場合の項中「2,050円」を「2,080円」に改める。

別表の1 施設利用料の表備考8中「590円」を「600円」に改める。

別表の2 照明設備利用料の表メインアリーナの項中「1,330円」を「1,350円」に改め、同表サブアリーナの項中「610円」を「620円」に改める。

別表の3 冷暖房利用料の表メインアリーナ(冷房)の項中「1,710円」を「1,740円」に改め、同表メインアリーナ(暖房)の項中「1,370円」を「1,390円」に改め、同表サブアリーナの項中「1,850円」を「1,880円」に改め、同表多目的武道場の項中「1,230円」を「1,250円」に改める。

別表の4 附帯設備利用料の表電光掲示板の項中「1,540円」を「1,560円」に改める。

(島田市こども館条例の一部改正)

第42条 島田市こども館条例(平成24年島田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2回数券の項中「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(島田市川根温泉ホテル条例の一部改正)

第43条 島田市川根温泉ホテル条例(平成25年島田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1 宿泊施設利用料(1) 宿泊室利用料(宿泊の場合に限る。)の表中「6,480円」を「6,600円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1 宿泊施設利用料(2) 宿泊室利用料(宿泊以外の場合に限る。)の表中「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「860円」を「880円」に、「610円」を「630円」に改め、同表備考6中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1 宿泊施設利用料(3) 娯楽室利用料の表中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の2 多目的室利用料(1) 室利用料(宿泊に係る利用に限る。)の表中「9,720円」を「9,900円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「1,800円」を「1,840円」に、「1,690円」を「1,730円」に改める。

別表第2の2 多目的室利用料(2) 室利用料(宿泊に係る利用を除く。)の表中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の3 入浴施設利用料の表当日券の項中「510円」を「520円」に、「870円」を「890円」に、「300円」を「310円」に、「610円」を「630円」に改め、同表回数券の項中「5,090円」を「5,160円」に、「8,690円」を「8,830円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「6,170円」を「6,290円」に改める。

(島田市かなや会館条例の一部改正)

第44条 島田市かなや会館条例(平成27年島田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表の1 大集会室等使用料の表大集会室の項中「1,570円」を「1,590円」に改める。

別表の2 冷暖房使用料の表中「1,040円」を「1,050円」に、「3,140円」を「3,190円」に、「1,570円」を「1,590円」に改める。

(島田市納骨堂条例の一部改正)

第45条 島田市納骨堂条例(平成27年島田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表永年納骨の項中「108,000円」を「110,000円」に、同表期限付納骨の項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

(しまだ楽習センター条例の一部改正)

第46条 しまだ楽習センター条例(平成29年島田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,960円」を「4,030円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「1,980円」を「2,010円」に、「550円」を「560円」に、「6,330円」を「6,440円」に改める。

(しまだ音楽広場条例の一部改正)

第47条 しまだ音楽広場条例(平成29年島田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「610円」に、「800円」を「810円」に、「700円」を「710円」に、「900円」を「910円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「1,400円」を「1,420円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(島田市住宅団地汚水処理場条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前から継続して汚水処理場を使用している者に係る汚水処理場使用料であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、第4条の規定による改正後の島田市住宅団地汚水処理場条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(島田市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る公共下水道の使用料で

あって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、第15条の規定による改正後の島田市下水道条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(島田市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、第24条の規定による改正後の島田市水道事業給水条例第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(島田市簡易水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、第25条の規定による改正後の島田市簡易水道事業給水条例第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(島田市大和田住宅飲料水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日前から継続して給水を受けている者に係る飲料水の料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、第37条の規定による改正後の島田市大和田住宅飲料水供給施設条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(適用区分)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

議案第26号

島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例の一部を改正する条例について

島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例（平成24年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を削る。

第4条第1項中「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの」を「法別表第2（か）項に掲げる建築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年島田市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条中「955人」を「860人」に改める。

第5条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第28号

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年 2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年島田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第6号中「又は学校教育法」を「又は同法」に改め、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第29号

島田市地域情報化推進基金条例を廃止する条例について

島田市地域情報化推進基金条例を廃止する条例を次のとおり定める。

平成31年2月14日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市地域情報化推進基金条例を廃止する条例
島田市地域情報化推進基金条例（平成20年島田市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

島田市・金谷町新市建設計画の変更について

島田市・金谷町新市建設計画を次のとおり変更する。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

変更後	変更前
<p>1. 序論 (2) 計画作成の方針 ③ 計画の期間 新市建設計画の期間は、平成17年度から平成37年度までとします。 なお、具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより必要に応じて見直しを行うものとします。</p>	<p>3 ページ 1. 序論 (2) 計画作成の方針 ③ 計画の期間 新市建設計画の期間は、平成17年度から平成32年度までとします。 なお、具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより必要に応じて見直しを行うものとします。</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 日本の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には1億2,660万人に減少し、2050年には2008年に比べて約24%減の9,708万人と予測されています。 ところで、島田市の総人口は、平成22年の国勢調査結果を参考に推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、<u>合併20年後の2025年（平成37年）には、90,638人</u>になると予測され、平成20年4月1日の旧川根町との合併による人口を加えても<u>9万人程度</u>になる見込みです。また、年齢3区分別人口の割合は、<u>合併20年後の2025年（平成37年）</u>において、年少人口（0～14歳）<u>11.4%</u>、生産年齢人口（15～64歳）<u>55.3%</u>、高齢者人口（65歳～）<u>33.3%</u>と予測されます。2000年（平成12年）と比較すると、年少人口が<u>3.9ポイント</u>減、高齢者人口が<u>13.4ポイント</u>増となり、<u>少子高齢化の傾向が進んでいくと予測</u>されます。特に高齢化の傾向は顕著となります。主要な労働力、納税者である生産年齢人口は<u>9.5ポイント</u>減少すると予測されます。 しかし、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、これらを活用したまちづくりによって定住人口の増加を図っていくことも新市が取り組むべき重要な課題であり、施策として取り込んでいく必要があ</p>	<p>10ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 日本の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には1億2,660万人に減少し、2050年には2008年に比べて約24%減の9,708万人と予測されています。 ところで、島田市の総人口は、平成22年の国勢調査結果を参考に推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、<u>合併15年後の2020年（平成32年）には、94,352人</u>になると予測され、平成20年4月1日の旧川根町との合併による人口を加えても<u>9万5,000人を切る見込み</u>です。また、年齢3区分別人口の割合は、<u>合併15年後の2020年（平成32年）</u>において、年少人口（0～14歳）<u>12.2%</u>、生産年齢人口（15～64歳）<u>56.0%</u>、高齢者人口（65歳～）<u>31.8%</u>と予測されます。2000年（平成12年）と比較すると、年少人口が<u>3.1ポイント</u>減、高齢者人口が<u>11.9ポイント</u>増となり、<u>少子高齢化の傾向が進んでいくと予測</u>されます。特に高齢化の傾向は顕著となります。主要な労働力、納税者である生産年齢人口は<u>8.8ポイント</u>減少すると予測されます。 しかし、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、これらを活用したまちづくりによって定住人口の増加を図っていくことも新市が取り組むべき重要な課題であり、施策として取り込んでいく必要があ</p>

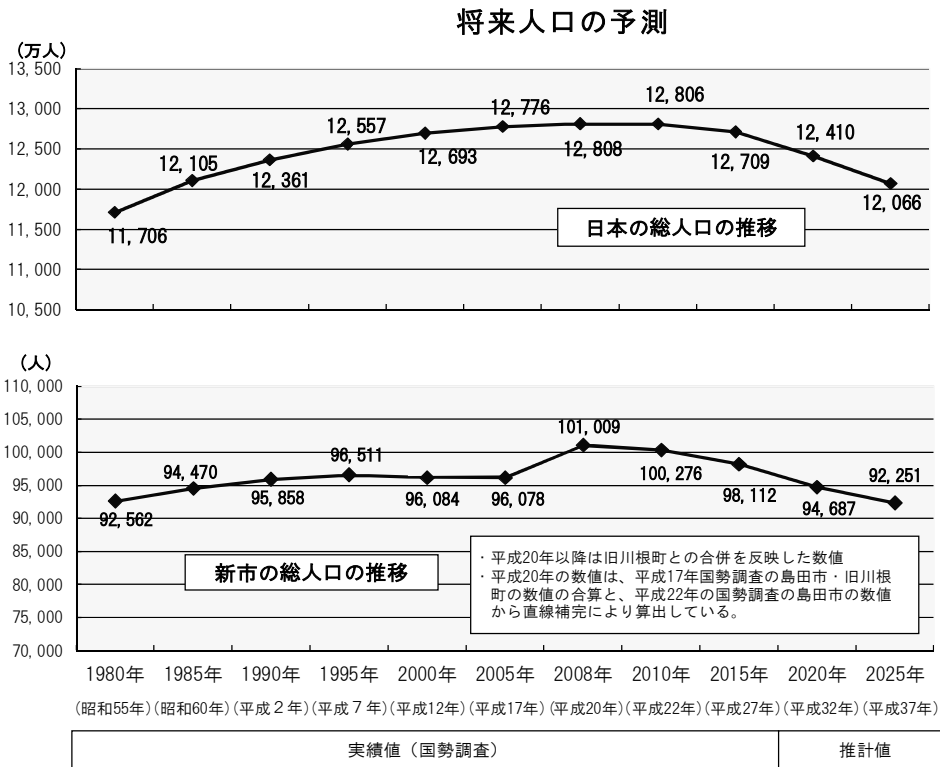
変更後	変更前
<p>ります。こうしたことから、新市における人口については、<u>合併20年後</u>においても予測より約1,400人多い、<u>約92,000人</u>を目標としてまちづくりに取り組みます。</p>	<p>ります。こうしたことから、新市における人口については、<u>合併15年後</u>においても予測より約300人多い、<u>約94,700人</u>を目標としてまちづくりに取り組みます。</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●将来人口の予測 グラフ 別紙1 変更後</p>	<p>10ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●将来人口の予測 グラフ 別紙1 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●男女計年齢3区分別人口割合 グラフ 別紙2-1 変更後</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●男女計年齢3区分別人口割合 グラフ 別紙2-2 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 男女計年齢3区分別人口については、<u>2015年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2020年以降</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）の目標値と整合を図った。なお、2008年の値は、国勢調査実績値間の構成割合の増減を参考に算出し、「島田市・川根町まちづくり計画」に掲載する数値と整合を図った。</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 男女計年齢3区分別人口については、<u>2010年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2015年以降</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）の目標値と整合を図った。なお、2008年の値は、国勢調査実績値間の構成割合の増減を参考に算出し、「島田市・川根町まちづくり計画」に掲載する数値と整合を図った。</p>
<p>4. 新市建設の基本方針 (1) 新市の主要課題 ② “お茶”の素材を最大限に活かす地域振興 当地域で生産される“お茶”は、茶どころ静岡県にあって約10%の収穫量・生産量を占めるだけでなく、関連企業の立地や<u>お茶の郷</u>（<u>現ふじのくに茶の都ミュージアム</u>）などの集客施設が整備され、当地域を代表する素材として、生活や文化に溶け込んできました。近年、お茶の持つ効能が一層注目されており、今後のまちづくりにあっても、この“お茶”を産業振興や観光・交流、教育・文化・健康づくりなどの住民生活の向上に最大限に活かすことは必須の課題です。</p>	<p>12ページ 4. 新市建設の基本方針 (1) 新市の主要課題 ② “お茶”の素材を最大限に活かす地域振興 当地域で生産される“お茶”は、茶どころ静岡県にあって約10%の収穫量・生産量を占めるだけでなく、関連企業の立地や<u>お茶の郷</u>などの集客施設が整備され、当地域を代表する素材として、生活や文化に溶け込んできました。近年、お茶の持つ効能が一層注目されており、今後のまちづくりにあっても、この“お茶”を産業振興や観光・交流、教育・文化・健康づくりなどの住民生活の向上に最大限に活かすことは必須の課題です。</p>

変更後	変更前
<p>5. 新市の主要施策 (1) 重点プロジェクト 事業内容 ●大井川の恵みによって培われてきたお茶文化の伸展 キーワード お茶 大井川に誰からでも見える市民の心の懸け橋を架けることにより、江戸時代以前から脈々と培われてきた歴史・文化の更なる交流を促進させ、新たな歴史の1ページを創出します。 「(仮称)お茶の歴史とふるさと街道」として、お茶に関連した牧之原台地と、蓬萊橋、川越遺跡、旧東海道石畳、志戸呂焼、<u>また、県の施設であるふじのくに茶の都ミュージアムとのネットワーク化を図り、お茶の歴史と文化等を情報発信します。また、新たに観光、産業、医療、教育分野のほか、大学や研究機関など、民・産・学・官と連携したコンソーシアムを確立させ、お茶に秘められたあらゆる可能性を世界に発信できるまちづくりをめざします。</u></p>	<p>22ページ 5. 新市の主要施策 (1) 重点プロジェクト 事業内容 ●大井川の恵みによって培われてきたお茶文化の伸展 キーワード お茶 大井川に誰からでも見える市民の心の懸け橋を架けることにより、江戸時代以前から脈々と培われてきた歴史・文化の更なる交流を促進させ、新たな歴史の1ページを創出します。 「(仮称)お茶の歴史とふるさと街道」として、お茶に関連した牧之原台地と、蓬萊橋、川越遺跡、旧東海道石畳、<u>お茶の郷、志戸呂焼とのネットワーク化を図り、お茶の歴史と文化等を情報発信します。また、新たに観光、産業、医療、教育分野のほか、大学や研究機関など、民・産・学・官と連携したコンソーシアムを確立させ、お茶に秘められたあらゆる可能性を世界に発信できるまちづくりをめざします。</u></p>
<p>5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 3) 産業がいきいきと活発なまち <観光の振興> ・牧之原公園、牧之原大茶園、川越遺跡、旧東海道石畳、蓬萊橋、SL、志戸呂焼、<u>また、県の施設であるふじのくに茶の都ミュージアムなどの観光資源を活用し、観光名所としての機能の充実を図ります。また、これらの観光資源を結びつけ、富士山や温泉地等の観光地との広域的な連携を図ることで、観光的魅力や集客力の増大を図ります。</u></p>	<p>28ページ 5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 3) 産業がいきいきと活発なまち <観光の振興> ・<u>お茶の郷</u>や牧之原公園、牧之原大茶園、川越遺跡、旧東海道石畳、蓬萊橋、SL、志戸呂焼などの観光資源を活用し、観光名所としての機能の充実を図ります。また、これらの観光資源を結びつけ、富士山や温泉地等の観光地との広域的な連携を図ることで、観光的魅力や集客力の増大を図ります。</p>
<p>5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 6) 人を育て、文化を創造するまち <芸術・文化活動の振興> ・当地域が育ててきたお茶の文化については、<u>ふじのくに茶の都ミュージアムの活用などを通じて広く全国・世界へと発信していくとともに、住民がお茶に関して学ぶことができる場と機会の創出を図ります。</u></p>	<p>35ページ 5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 6) 人を育て、文化を創造するまち <芸術・文化活動の振興> ・当地域が育ててきたお茶の文化については、<u>お茶の郷の活用などを通じて広く全国・世界へと発信していくとともに、住民がお茶に関して学ぶことができる場と機会の創出を図ります。</u></p>
<p>6. 新市における県事業の推進 1. 静岡県に要望する事業 別紙3 変更後</p>	<p>38ページ 6. 新市における県事業の推進 1. 静岡県に要望する事業 別紙3 変更前</p>

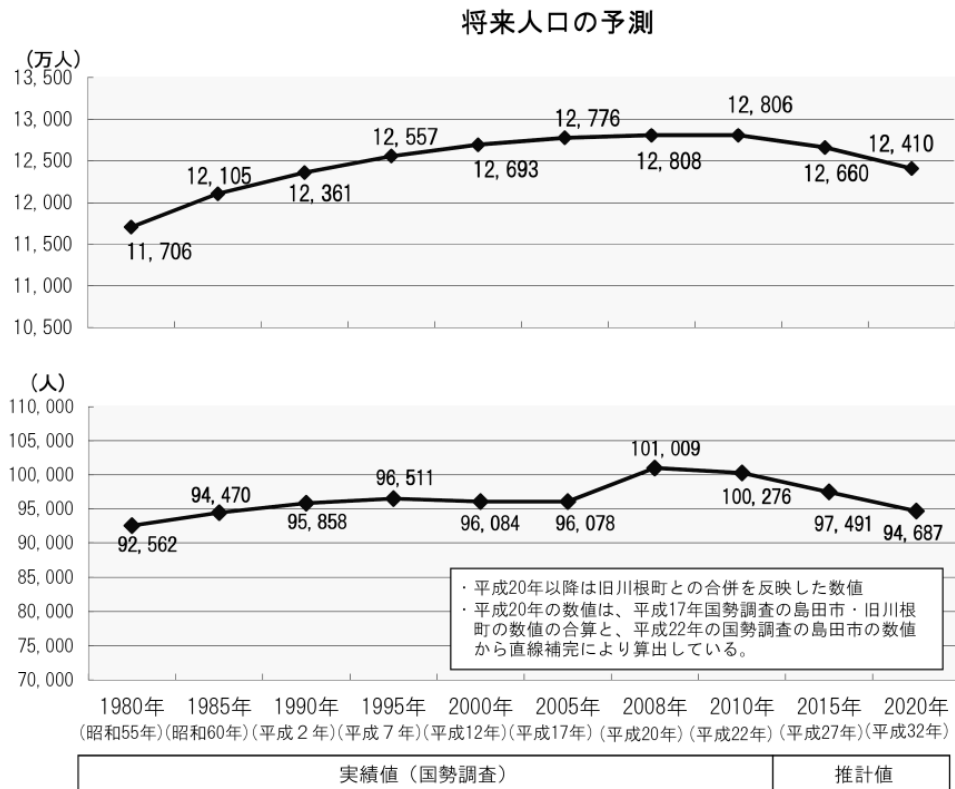
変更後	変更前
<p>8. 財政計画 (1) 前提条件</p> <p>合併後のまちづくりの歩みを確実に進めるため、普通会計の歳入及び歳出の項目ごと、過去の実績や現在の社会経済情勢をもとに推計した平成17年度から平成37年度までの財政計画を作成しました。</p> <p>歳入においては、現行の地方財政制度や税制改革に留意するとともに、合併特例債など地方債を効果的に活用すること、また、歳出においては、まちづくりのための普通建設事業費などの確保や少子高齢化の進展に伴う経費の増加、組織や職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の圧縮など、合併による歳出の削減効果を見込んで推計しています。</p> <p>平成17年度から平成29年度までは実績値（決算額）に修正し、平成30年度以降については、第2次島田市総合計画前期基本計画との整合を図りながら、これまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて財政計画を策定しています。なお、平成20年度以降については、旧川根町との合併後の数値を反映しています。</p>	<p>41ページ</p> <p>8. 財政計画 (1) 前提条件</p> <p>合併後のまちづくりの歩みを確実に進めるため、普通会計の歳入及び歳出の項目ごと、過去の実績や現在の社会経済情勢をもとに推計した平成17年度から平成32年度までの財政計画を作成しました。</p> <p>歳入においては、現行の地方財政制度や税制改革に留意するとともに、合併特例債など地方債を効果的に活用すること、また、歳出においては、まちづくりのための普通建設事業費などの確保や少子高齢化の進展に伴う経費の増加、組織や職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の圧縮など、合併による歳出の削減効果を見込んで推計しています。</p> <p>平成17年度から平成28年度までは実績値（決算額）に修正し、平成29年度以降については、島田市総合計画後期基本計画との整合を図りながら、これまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて財政計画を策定しています。なお、平成20年度以降については、旧川根町との合併後の数値を反映しています。</p>
<p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳入表 別紙4-1 変更後</p>	<p>43ページ</p> <p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳入表 別紙4-2 変更前</p>
<p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳出表 別紙5-1 変更後</p>	<p>44ページ</p> <p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳出表 別紙5-2 変更前</p>

別紙 1

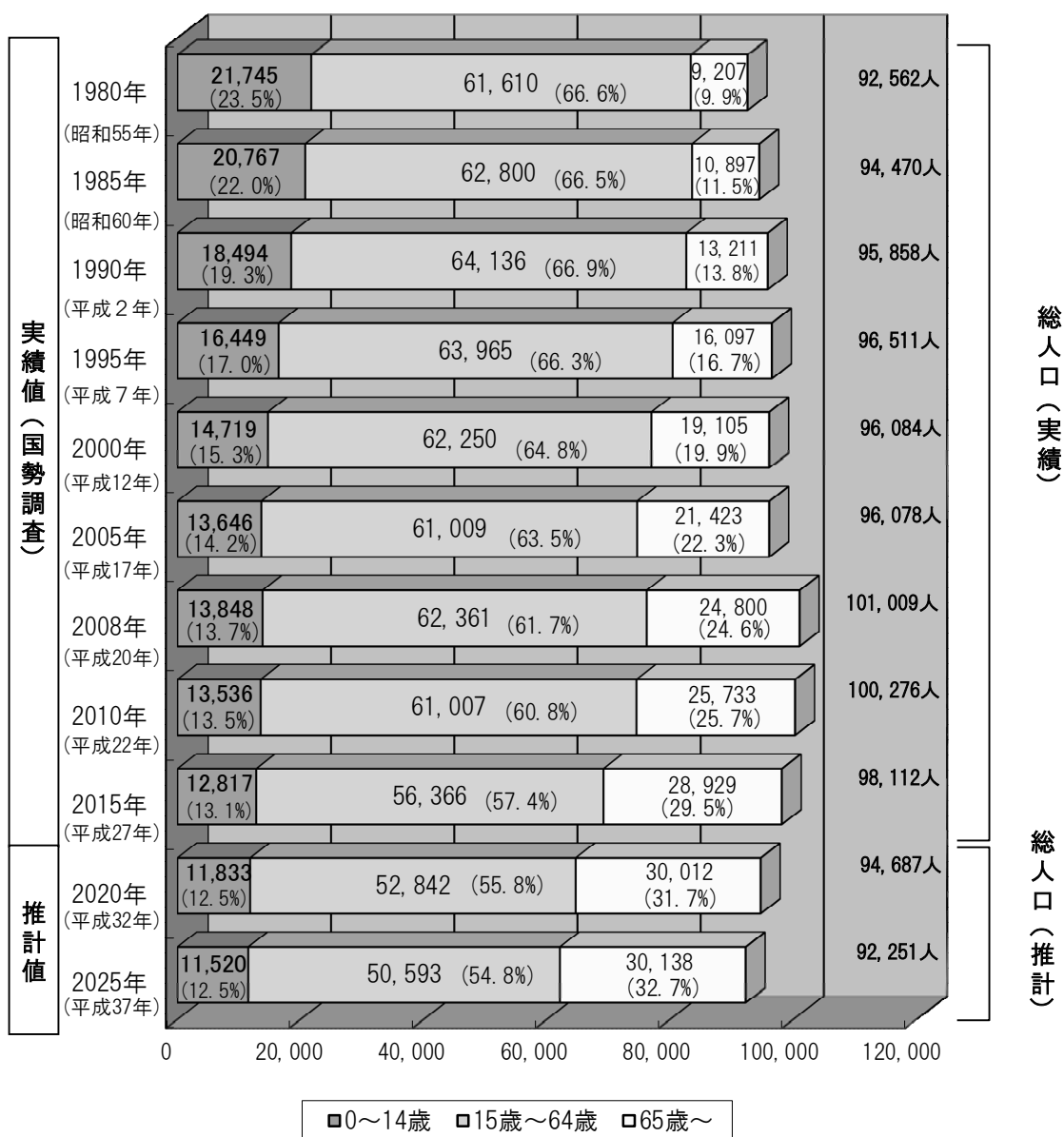
変更後



変更前



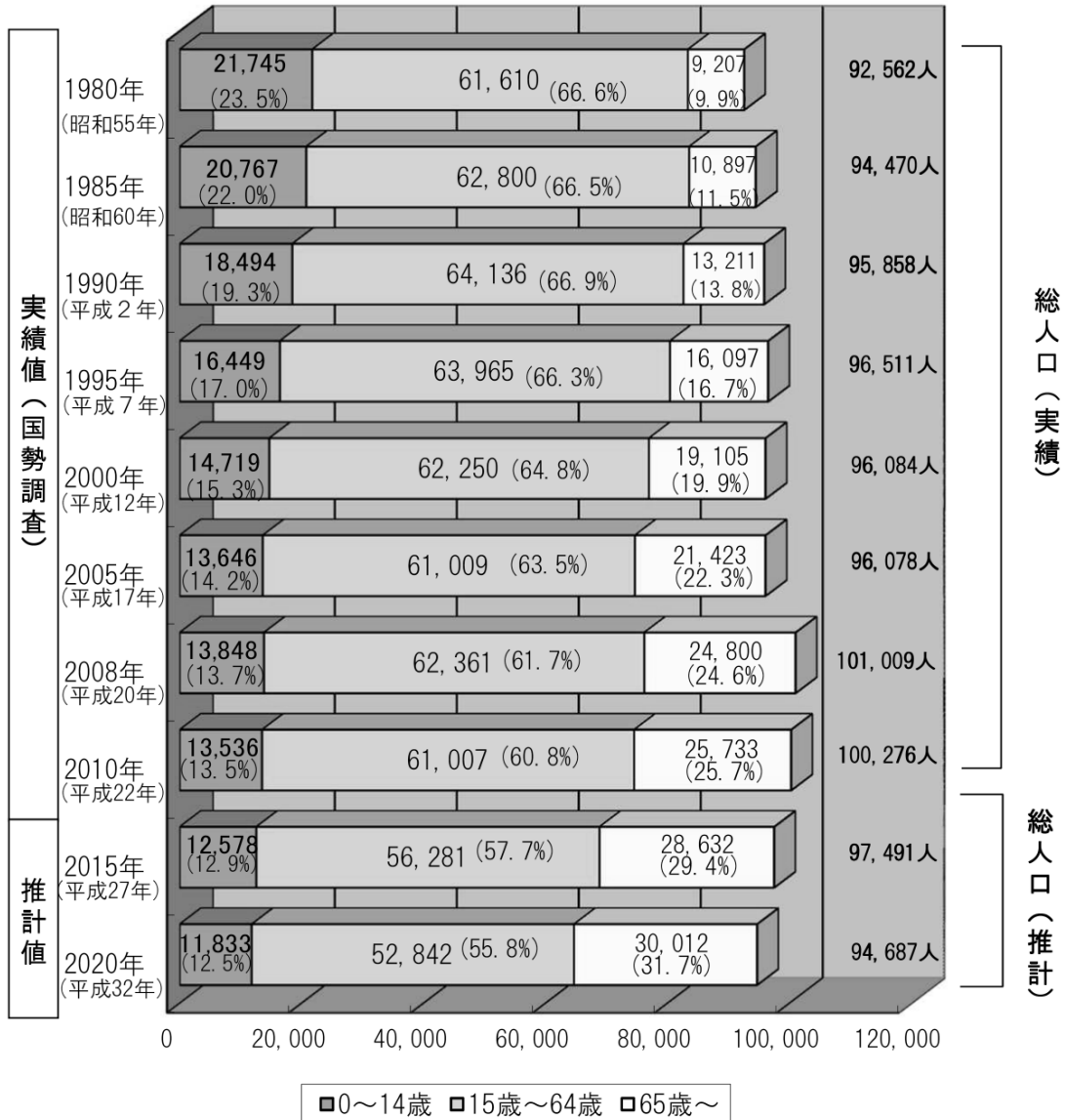
男女計年齢3区分別人口割合



※平成20年以降は旧川根町との合併を考慮した数字

※1985年、1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。

男女計年齢3区別人口割合



※平成20年以降は旧川根町との合併を考慮した数字

※1985年、1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。

別紙 3

変更後

6. 新市における県事業の推進

新市では、静岡県内の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進します。

1. 静岡県に要望する事業

分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等
交通機能の強化による地域内連携の促進	新市の一体化の促進を図り、円滑な自動車交通を確保するため、基幹となる交通網の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大井川への架橋 ・島田岡部線 ・島田川根線 ・住吉金谷線 ・蔵田島田線 ・焼津森線 ・榛原金谷線 ・細江金谷線 ・国道473号 ・JR東海道線立体交差化事業（<u>都</u>横井御仮屋線） ・空港アクセス道路（通称 南原ルート）

変更前

6. 新市における県事業の推進

新市では、静岡県内の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進します。

1. 静岡県に要望する事業

分野・施策	主要事業概要	事業名・地区名・路線名等
交通機能の強化による地域内連携の促進	新市の一体化の促進を図り、円滑な自動車交通を確保するため、基幹となる交通網の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大井川への架橋 ・島田岡部線 ・島田川根線 ・住吉金谷線 ・蔵田島田線 ・焼津森線 ・榛原金谷線 ・細江金谷線 ・国道473号 ・JR東海道線立体交差化事業（<u>県道昇格</u>） ・空港アクセス道路（通称 南原ルート）

別紙4-1 歳入：変更後

(単位：百万円)

○歳入

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	計
地方税	13,123	13,014	14,317	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,448	14,561	14,548	14,301	14,354	14,386	14,386	14,386	301,062
地方譲与税	771	1,187	415	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	349	349	349	349	349	349	349	349	8,874
利子割交付金等交付金	1,827	1,784	1,495	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,088	2,236	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	40,816
地方交付税	3,700	3,353	2,996	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,311	4,892	4,467	4,565	4,526	4,501	4,501	4,501	104,943
分担金及び負担金	460	881	869	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	22,137
使用料及び手数料	465	420	377	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	453	453	453	453	453	453	453	453	10,474
埋庫支出金	3,665	3,100	3,277	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	5,070	5,128	5,082	5,148	5,145	5,227	5,311	5,397	94,040
県支出金	2,097	1,373	1,748	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	2,677	2,700	2,678	2,700	2,698	2,727	2,756	2,786	52,114
繰入金	1,759	1,068	1,030	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,430	1,704	1,769	1,707	2,254	2,155	1,186	620	23,279
地方債	2,896	2,450	2,507	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	3,892	5,901	7,290	3,848	6,358	3,404	2,900	2,900	79,893
諸収入・その他	2,072	1,974	2,487	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,039	2,066	2,044	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035	49,104
歳入合計	32,835	30,604	31,518	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	37,373	36,923	786,736

別紙4-2 歳入：変更前

(単位：百万円)

○歳入

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
地方税	13,123	13,014	14,317	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,096	13,791	13,767	13,741	226,476
地方譲与税	771	1,187	415	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	347	347	347	7,123
利子割交付金等交付金	1,827	1,784	1,495	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,063	2,234	2,462	2,805	28,934
地方交付税	3,700	3,353	2,996	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,300	5,183	5,157	4,814	82,617
分担金及び負担金	460	881	869	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,100	1,100	1,100	1,100	17,429
使用料及び手数料	465	420	377	520	586	560	574	697	561	557	580	500	452	580	580	580	8,589
国庫支出金	3,665	3,100	3,277	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,552	4,592	4,790	4,309	66,074
県支出金	2,097	1,373	1,748	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	3,032	2,798	2,919	2,626	38,774
繰入金	1,759	1,068	1,030	989	391	396	503	574	643	894	722	613	2,213	1,341	1,341	1,341	15,818
地方債	2,896	2,450	2,507	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,787	6,271	7,678	4,357	62,125
諸収入・その他	2,072	1,974	2,487	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	1,306	1,324	1,318	1,318	35,262
歳入合計	32,835	30,604	31,518	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,246	39,561	41,459	37,338	589,221

別紙5-1 歳出：変更後

(単位：百万円)

○歳出

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	計
人件費	5,830	5,351	5,693	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,129	5,313	5,572	5,461	5,634	5,512	5,512	5,512	125,120
扶助費	3,034	3,116	3,405	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	8,255	8,366	8,292	8,436	8,430	8,604	8,782	8,963	134,627
公債費	3,336	3,450	3,533	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,636	4,440	4,383	4,672	4,711	4,659	4,528	91,879
物件費	3,997	3,635	3,728	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,957	7,132	6,773	6,712	6,700	6,708	6,708	6,708	121,360
維持補修費	115	141	161	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	227	218	243	262	205	290	244	244	4,515
補助費等	4,587	4,244	4,148	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,446	2,571	2,850	2,870	2,901	2,819	2,860	2,860	63,717
繰出金	2,387	2,374	2,498	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,289	4,350	3,676	3,719	3,763	3,808	3,808	3,808	74,704
投資・出資・貸付金	15	15	6	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	913	1,409	4,074	787	881	753	800	800	14,584
積立金	1,210	79	65	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	400	0	0	0	0	0	0	0	12,312
普通建設事業費	7,319	6,655	7,305	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	5,475	7,007	6,256	5,972	8,482	5,528	4,000	3,500	123,044
歳出合計	31,830	29,060	30,542	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	37,373	36,923	765,862

※平成20年4月1日 橿原郡川根町と合併

(単位：百万円)

○歳出

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
人件費	5,830	5,351	5,693	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,766	5,295	5,503	5,558	98,514
扶助費	3,034	3,116	3,405	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,059	7,104	7,152	7,203	87,767
公債費	3,386	3,450	3,533	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,628	4,534	4,402	4,276	68,459
物件費	3,997	3,635	3,728	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	7,478	6,710	6,801	6,733	87,943
維持補修費	115	141	161	236	235	221	213	201	222	234	226	199	155	276	276	378	3,489
補助費等	4,587	4,244	4,148	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	3,467	3,118	3,202	3,307	52,274
繰出金	2,387	2,374	2,498	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	2,860	3,414	3,427	3,390	52,409
投資・出資・貸付金	15	15	6	478	545	268	338	324	377	502	445	517	453	2,052	2,213	2,641	11,189
積立金	1,210	79	65	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	174	400	400	400	12,176
普通建設事業費	7,319	6,655	7,305	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	5,206	6,658	8,083	3,452	95,525
歳出合計	31,830	29,060	30,542	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	37,246	39,561	41,459	37,338	569,745

※平成20年4月1日榛原郡川根町と合併

島田市・川根町まちづくり計画の変更について

島田市・川根町まちづくり計画を次のとおり変更する。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

変更後	変更前
<p>2. 新市の概況 (3) 面積 新市は、東西約23km南北約31kmで、総面積は、<u>315.70k㎡</u>となっており静岡県全体の面積の約4.1%を占めています。また、新市の総面積の3分の2が森林であり、豊かな自然に恵まれた地域となっています。</p>	<p>4ページ 2. 新市の概況 (3) 面積 新市は、東西約23km南北約31kmで、総面積は、<u>315.88k㎡</u>となっており静岡県全体の面積の約4.1%を占めています。また、新市の総面積の3分の2が森林であり、豊かな自然に恵まれた地域となっています。</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●将来人口の予測 グラフ 別紙1 変更後</p>	<p>10ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●将来人口の予測 グラフ 別紙1 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●年齢3区分別人口割合 グラフ 別紙2-1 変更後</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 ●年齢3区分別人口割合 グラフ 別紙2-2 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 年齢3区分別人口については、<u>2015年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2020年以降</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）の目標値と整合を図った。</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 年齢3区分別人口については、<u>2010年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2015年以降</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）の目標値と整合を図った。</p>

変更後	変更前
<p>4. まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新市の主要課題</p> <p>② “お茶”の素材を最大限に活かす地域振興</p> <p>当地域で生産される“お茶”は、茶どころ静岡県にあって約15%の生産量を占めており、関連企業の立地やお茶の郷（<u>現ふじのくに茶の都ミュージアム</u>）などの集客施設も整備され、当地域を代表する素材として、生活や文化に溶け込んできました。近年、お茶の持つ効能が一層注目されており、今後のまちづくりにあっても、この“お茶”を産業振興や観光・交流、教育・文化・健康づくりなどの住民生活の向上に最大限に活かすことは必須の課題です。</p>	<p>12ページ</p> <p>4. まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新市の主要課題</p> <p>② “お茶”の素材を最大限に活かす地域振興</p> <p>当地域で生産される“お茶”は、茶どころ静岡県にあって約15%の生産量を占めており、関連企業の立地やお茶の郷などの集客施設も整備され、当地域を代表する素材として、生活や文化に溶け込んできました。近年、お茶の持つ効能が一層注目されており、今後のまちづくりにあっても、この“お茶”を産業振興や観光・交流、教育・文化・健康づくりなどの住民生活の向上に最大限に活かすことは必須の課題です。</p>
<p>5. 新市の主要施策</p> <p>(1) 重点プロジェクト</p> <p>事業内容</p> <p>●大井川の恵みによって培われてきたお茶文化の伸展</p> <p><u>キーワード お茶</u></p> <p>大井川に誰からでも見える市民の心の懸け橋を架けることにより、江戸時代以前から脈々と培われてきた歴史・文化の更なる交流を促進させ、新たな歴史の1ページを創出します。</p> <p>「(仮称)お茶の歴史とふるさと街道」として島田茶・金谷茶・川根茶の特性を活かし、尚一層のブランド化を推進するとともに、蓬萊橋、川越遺跡、旧東海道石畳、志戸呂焼、川根温泉、<u>また、県の施設であるふじのくに茶の都ミュージアム</u>などとのネットワーク化を図り、お茶の歴史と文化等を情報発信します。また、新たに観光、産業、医療、教育分野のほか、大学や研究機関など、民・産・学・官と連携したコンソーシアムを確立させ、お茶に秘められたあらゆる可能性を世界に発信できるまちづくりをめざします。</p>	<p>22ページ</p> <p>5. 新市の主要施策</p> <p>(1) 重点プロジェクト</p> <p>事業内容</p> <p>●大井川の恵みによって培われてきたお茶文化の伸展</p> <p><u>キーワード お茶</u></p> <p>大井川に誰からでも見える市民の心の懸け橋を架けることにより、江戸時代以前から脈々と培われてきた歴史・文化の更なる交流を促進させ、新たな歴史の1ページを創出します。</p> <p>「(仮称)お茶の歴史とふるさと街道」として島田茶・金谷茶・川根茶の特性を活かし、尚一層のブランド化を推進するとともに、蓬萊橋、川越遺跡、旧東海道石畳、<u>お茶の郷</u>、志戸呂焼、川根温泉などとのネットワーク化を図り、お茶の歴史と文化等を情報発信します。また、新たに観光、産業、医療、教育分野のほか、大学や研究機関など、民・産・学・官と連携したコンソーシアムを確立させ、お茶に秘められたあらゆる可能性を世界に発信できるまちづくりをめざします。</p>
<p>5. 新市の主要施策</p> <p>(2) 基本方針と主要施策</p> <p>3) 産業がいきいきと活発なまち</p> <p><観光の振興></p> <p>・川越遺跡、旧東海道石畳、蓬萊橋、大井川鐵道のS L、志戸呂焼、川根温泉、<u>また、県の施設であるふじのくに茶の都ミュージアム</u>などの観光資源を活用し、観光名所としての機能の充実を図ります。また、これらの観光資源を結びつけ、富士山をはじめとする県内の観光地との広域的な連携を図ることで、観光の魅力や集客力の増大を図ります。</p>	<p>29ページ</p> <p>5. 新市の主要施策</p> <p>(2) 基本方針と主要施策</p> <p>3) 産業がいきいきと活発なまち</p> <p><観光の振興></p> <p>・<u>お茶の郷</u>や川越遺跡、旧東海道石畳、蓬萊橋、大井川鐵道のS L、志戸呂焼、川根温泉などの観光資源を活用し、観光名所としての機能の充実を図ります。また、これらの観光資源を結びつけ、富士山をはじめとする県内の観光地との広域的な連携を図ることで、観光的魅力や集客力の増大を図ります。</p>

変更後	変更前
<p>5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 6) 人を育て、文化を創造するまち <芸術・文化活動の振興> ・当地域が育んできたお茶の文化については、<u>ふじのくに茶の都ミュージアム</u>の活用などを通じて広く全国・世界へと発信していくとともに、住民がお茶に関して学ぶことができる場と機会の創出を図ります。</p>	<p>35ページ 5. 新市の主要施策 (2) 基本方針と主要施策 6) 人を育て、文化を創造するまち <芸術・文化活動の振興> ・当地域が育んできたお茶の文化については、<u>お茶の郷</u>の活用などを通じて広く全国・世界へと発信していくとともに、住民がお茶に関して学ぶことができる場と機会の創出を図ります。</p>
<p>8. 財政計画 (1) 前提条件 財政計画は、合併後16年間（平成20年度から平成35年度）におけるまちづくりを進めるために、普通会計の歳入及び歳出を項目ごとに推計し、その計画を示すものです。 この財政計画は、平成20年度から<u>平成29年度</u>までは実績値（決算額）とし、<u>平成30年度</u>以降については、<u>平成28年度</u>の決算数値等を基礎としてこれまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて策定しました。 歳入においては、現行の地方財政制度の改革や税制改革に留意し、また、歳出においては、高齢化の進展に伴う経費の増加等への対応を図るため、職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の削減など、合併による歳出の一層の削減効果を見込んで推計しています。</p>	<p>41ページ 8. 財政計画 (1) 前提条件 財政計画は、合併後16年間（平成20年度から平成35年度）におけるまちづくりを進めるために、普通会計の歳入及び歳出を項目ごとに推計し、その計画を示すものです。 この財政計画は、平成20年度から<u>平成28年度</u>までは実績値（決算額）とし、<u>平成29年度</u>以降については、<u>平成27年度</u>の決算数値等を基礎としてこれまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて策定しました。 歳入においては、現行の地方財政制度の改革や税制改革に留意し、また、歳出においては、高齢化の進展に伴う経費の増加等への対応を図るため、職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の削減など、合併による歳出の一層の削減効果を見込んで推計しています。</p>
<p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳入 表 別紙 3 - 1 変更後</p>	<p>43ページ 8. 財政計画 (2) 財政計画 歳入 表 別紙 3 - 2 変更前</p>
<p>8. 財政計画 (2) 財政計画 歳出 表 別紙 4 - 1 変更後</p>	<p>44ページ 8. 財政計画 (2) 財政計画 歳出 表 別紙 4 - 2 変更前</p>

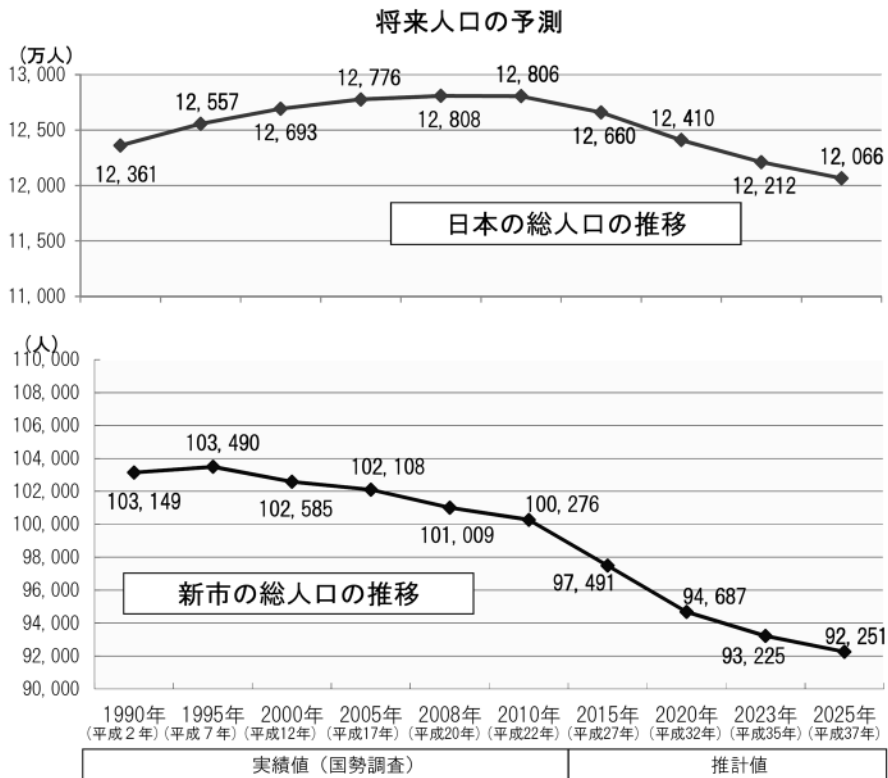
別紙 1

変更後



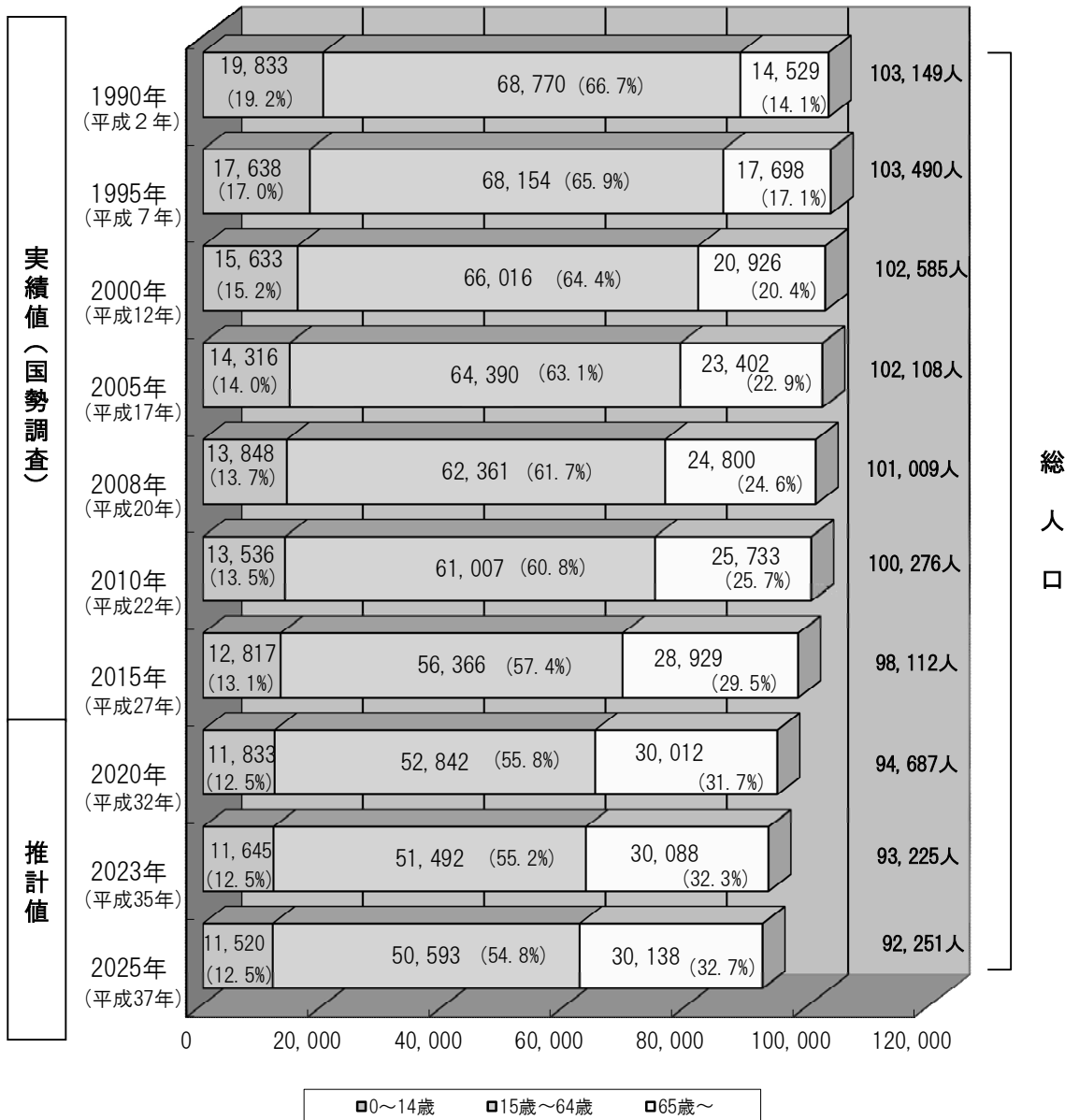
・平成22年までの数値は、国勢調査実施時はその実績値とし、中間年である平成20年は、平成17年と平成22年の直線補完により算出している。
 ・平成23年以降の数値については、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

変更前



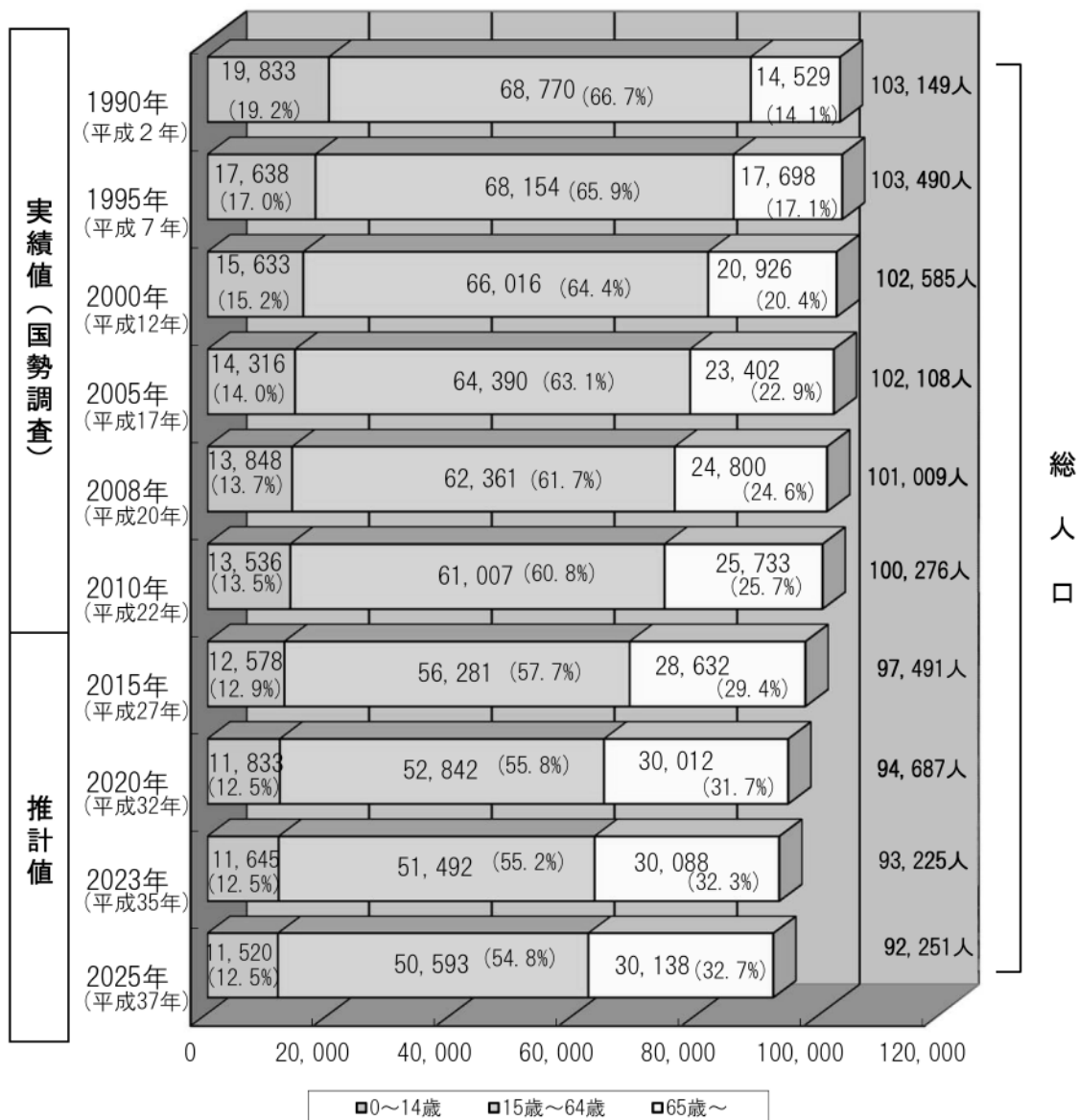
・平成22年までの数値は、国勢調査実施時はその実績値とし、中間年である平成20年は、平成17年と平成22年の直線補完により算出している。
 ・平成23年以降の数値については、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

年齢 3 区分別人口割合



* 1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。
 * 2010年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

年齢 3 区分別人口割合



* 1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。
 * 2010年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

別紙 3 - 1 歳入：変更後

1 歳入

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
地方税	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,448	14,561	14,548	14,301	14,354	14,386	231,836
地方譲与税	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	349	349	349	349	349	349	5,803
利子割交付金等交付金	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,088	2,236	2,484	2,484	2,484	2,484	30,742
地方交付税	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,311	4,892	4,467	4,565	4,526	4,501	85,892
分担金及び負担金	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	17,903
使用料及び手数料	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	453	453	453	453	453	453	8,306
国庫支出金	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	5,070	5,128	5,082	5,148	5,145	5,227	73,290
県支出金	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	2,677	2,700	2,678	2,700	2,698	2,727	41,354
繰入金	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,430	1,704	1,769	1,707	2,254	2,155	17,616
地方債	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	3,892	5,901	7,290	3,848	6,358	3,404	66,240
諸収入・その他	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,039	2,066	2,044	2,035	2,035	2,035	38,501
歳入合計	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	617,483

別紙 3 - 2 歳入：変更前

1 歳入

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
地方税	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,096	13,791	13,767	13,741	13,345	13,328	13,314	226,009
地方譲与税	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	347	347	347	347	347	347	5,791
利子割交付金等交付金	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,063	2,234	2,462	2,805	2,805	2,805	2,805	32,243
地方交付税	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,300	5,183	5,157	4,814	4,814	4,814	4,814	87,010
分担金及び負担金	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	18,519
使用料及び手数料	520	586	560	574	697	561	557	580	500	452	580	580	580	580	580	580	9,067
国庫支出金	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,552	4,592	4,790	4,309	3,956	3,954	3,952	67,894
県支出金	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	3,032	2,798	2,919	2,626	2,411	2,409	2,408	40,784
繰入金	989	391	396	503	574	643	894	722	613	2,213	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	15,984
地方債	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,787	6,271	7,678	4,357	2,300	2,300	2,300	61,172
諸収入・その他	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	1,306	1,324	1,318	1,318	1,318	1,318	1,318	32,683
歳入合計	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,246	39,561	41,459	37,338	34,317	34,296	34,279	597,156

2 歳出

(単位：百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
人件費	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,129	5,313	5,572	5,461	5,634	5,512	97,222
扶助費	3,712	3,931	5,265	5,560	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	8,255	8,366	8,292	8,436	8,430	8,604	107,327
公債費	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,636	4,440	4,383	4,672	4,711	72,373
物件費	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,957	7,132	6,773	6,712	6,700	6,708	96,584
維持補修費	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	227	218	243	262	205	290	3,610
補助費等	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,446	2,571	2,850	2,870	2,901	2,819	45,018
繰出金	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,289	4,350	3,676	3,719	3,763	3,808	59,829
投資・出資・貸付金	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	913	1,409	4,074	787	881	753	12,948
積立金	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	400	0	0	0	0	0	10,958
普通建設事業費	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	5,475	7,007	6,256	5,972	8,482	5,528	94,265
歳出合計	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	600,134

※平成20年4月1日榛原郡川根町と合併

2 歳出

(単位：百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
人件費	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,766	5,295	5,503	5,558	5,317	5,317	5,317	97,591
扶助費	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,059	7,104	7,152	7,203	7,258	7,313	7,375	100,158
公債費	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,628	4,534	4,402	4,276	4,192	4,607	4,801	71,740
物件費	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	7,478	6,710	6,801	6,733	6,710	6,710	6,710	96,713
維持補修費	236	235	221	213	201	222	234	226	199	155	276	276	378	366	366	366	4,170
補助費等	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	3,467	3,118	3,202	3,307	3,361	3,413	3,469	49,538
繰出金	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	2,860	3,414	3,427	3,390	3,316	3,334	3,353	55,153
投資・出資・貸付金	478	545	268	338	324	377	502	445	517	453	2,052	2,213	2,641	311	353	417	12,234
積立金	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	174	400	400	400	400	400	400	12,022
普通建設事業費	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	5,206	6,658	8,083	3,452	3,086	2,483	2,071	81,886
歳出合計	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	37,246	39,561	41,459	37,338	34,317	34,296	34,279	581,205

※平成20年4月1日榛原郡川根町七合併

議案第32号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更する。

平成31年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。